

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和3年1月26日(火) 最高裁判所小会議室	
委員	委員長 秋 山 哲 一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 金子 裕 子 (早稲田大学大学院会計研究科教授)	
	委員 都 筑 満 雄 (明治大学法学部教授)	
審議対象期間	令和2年4月1日から令和2年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	3件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 司研庁舎電気設備改修工事</p> <p>※ 本件は、入札者5者のうち、予定価格内であった3者の入札金額がいずれも調査基準価格を下回り、かつ、低入札価格調査(特別重点調査)の対象であったため、同調査を実施し、契約に至った案件である。</p> <p>・本件は電気設備工事であるから、電気を遮断して行う必要があつて、作業できる日が限られてくるのではないかと想像するところ、この点、何らかの工事の特殊性のような事情はあるのか。</p> <p>・工期は休日に作業することを見込んだ上であらかじめ長く設定しているという理解でよいか。</p> <p>・予定価格に対して契約金額が相当低い案件であるが、この契約金額で適正な契約の履行が可能であること及び予定価格が適正であったことはどのように判断されたのか。</p> <p>・本件では約36%の落札率であつたが、当該入札価格で適正な契約の履行が可能かどうかの判断基準は、単純に落札率の高低とは関連しないのか。それとも本件が特別であつたと理解すればよいか。</p>	<p>・工事のうち、停電を伴う分電盤更新は、休日に作業することになる。また、それ以外の工事でも、庁舎と寮では使用される時間帯が異なるため、使用状況を見て、調整しながら作業を進める必要があるという事情がある。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・予定価格については、国の統一基準で積算しており、適正であつたといえる。本件の契約(入札)金額が著しく安価となつたのは、受注者において工事の主な資機材である照明器具及び盤を一括購入により安価で仕入れることができると及び受注者が本件工事現場の受変電設備の法定点検を請け負っている業者であるため現場を熟知しており、現場調査経費を縮減できたことが理由であつた。また、受注者が施工した本件類似の他工事についても、同程度の費用で適正に履行されていることが資料により確認できた。</p> <p>以上から、当該契約金額で適正な契約の履行がされるものと判断した。</p> <p>・予定価格は、業者側の個別の費用の積上げを想定して積算することができないため、本件のような業者側の特別な事情で低落札率となつた場合には、落札率にかかわらず適正な履行が可能と判断できることはあり得る。</p>

意見・質問	回答
<p>・施工体制評価点の配点について説明されたい。</p> <p>・本件受注者の施工体制評価点は、30点中5点であったとのことであるが、これは説明資料が不足していたということか。</p> <p>・会社の規模の大小等にかかわらず、厳格に施工体制を確認しているものと承知した。</p> <p>・本件予定価格と契約金額の乖離が本件受注者の特殊性から生じたもので、積算自体は相当であったことは理解した。また、予定価格が実勢を反映しているかどうかという点は残るものの、それが最高裁判所だけで解消し得るものではないことも理解した。</p> <p>・本件は比較的規模の大きな工事であり、業者側の積算において典型的にスケールメリットが生じ得るものであるから、これを前提にした予定価格の積算が法令上又は現実的に可能かどうか伺いたい。また、本件受注者の施工体制評価点は5点である一方、15点を得ている業者があったにもかかわらず、総合評価による逆転が生じなかった理由を説明されたい。</p>	<p>・施工体制評価点は、「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」の二つの評価項目からなり、それぞれ15点配点で合計30点満点となっている。</p> <p>さらに、各評価項目の中で、いくつかの審査項目を設け、その充足に応じて0点、5点又は15点を付すことになる。</p> <p>・一部の項目で説明を裏付ける資料が確認できなかったため、このような評価点になったものである。</p> <p>・予定価格は、国の統一基準に則り積算しているため、スケールメリットが生じる可能性を考慮することは困難である。</p> <p>総合評価で逆転が生じなかったのは、本件受注者とそれ以外の業者の間で、評価点の差以上に入札金額の開差が大きかったためである。</p>

意見・質問	回答
<p>2 最高裁判所長官公邸新営 2 期工事</p> <p>※ 本件は、前受注者との契約が解除された後の未完成部分を、性質随意契約により契約した案件である。</p> <p>・本件を性質随意契約によることとした前提として、複数業者の受注意欲を調査したとのことであるが、手続の公平性、適正性又は透明性の観点から、この点は記録化しておいてもらいたい。</p> <p>・前工事の出来形は、発注者と前受注者との合意されたものか。また、それは本件 2 期工事の受注者に開示されているのか。</p>	<p>・業者からの聴取内容を記録として残している。</p> <p>・発注者、前受注者、その下請業者及び契約保証をした保険会社が立会いの下で出来形の確認を行った。また、出来形は現受注者に開示している。</p>
<p>3 秋田地家裁大館支部庁舎改修工事</p> <p>※ 本件は、入札者 4 者のうち予定価格内であった 3 者の入札金額がいずれも調査基準価格を下回り、かつ、低入札価格調査(特別重点調査)の対象となり、同調査を実施した結果、総合評価第 1 位の者について契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、同者ではなく次順位者を落札者とした案件である。</p> <p>・低入札価格調査(特別重点調査)において、経営内容を確認するための資料の提出は求めないのか。</p> <p>・現場管理費が適切に計上されておらず、かつ、説得性のある説明や裏付けとなる資料の提示もなかったということであるから、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断されたこともやむを得ないと考える。</p>	<p>・直近の財務諸表の提出を求めた上で、経営内容を調査している。</p>

意見・質問	回答
<p>・総合評価における順位付けの段階では、当該入札金額で契約内容に適合した履行がなされる見込みがあるかどうかといった観点では評価しないのか。</p>	<p>・総合評価による順位付けに用いる評価値は、企業の技術力及び配置技術者の技術力を点数化した技術評価点並びに入札金額によって算出されるものであり、契約内容に適合した履行がなされるかどうかの見込みは加味しない。この点は、入札金額が調査基準価格を下回った場合に限って、低入札価格調査によって判断するものである。</p>